

○飯塚市浄化槽設置支援融資制度及び利子補給に関する要綱

令和4年4月1日

飯塚市企業局告示第11号

改正 R5-13

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(令和3年飯塚市企業局告示第6号)第3条に規定する地域内においてくみ取便槽又は単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ転換する者に対して、その転換に必要な資金(以下「転換資金」という。)の融資をあっせんし、及び当該融資に係る利子を補給することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(R5-13一改)

(融資あっせん及び利子補給の目的)

第1条の2 この告示による転換資金の融資あっせん(以下「融資あっせん」という。)及び当該融資に係る利子の補給は、合併処理浄化槽の普及促進を図り、もって環境衛生の向上に資することを目的とする。

(R5-13追加)

(契約金融機関)

第2条 前条の目的を達するため、企業管理者は、融資あっせんの対象とする金融機関(以下「契約金融機関」という。)と当該融資あっせんに必要な契約を締結する。

(R5-13一改)

(融資目標)

第3条 契約金融機関は、前条の規定により締結する契約に定める融資残高を目標として融資を行うものとする。

(R5-13一改)

(融資あっせんの対象)

第4条 融資あっせんを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 転換資金を必要としている家屋の所有者又はその同意を得た使用者であること。
- (2) 一定の職業を有し、又は相当の資産を有すること。
- (3) 借入金の償還能力を有すること。

- (4) 本市の市税を滞納していないこと。
- (5) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項に基づく設置の届出をし、又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けていること。
- (6) 専用住宅に処理対象人員が10人以下(専用住宅のうち併せて事業の用に供する部分がある場合にあっては、50人以下)の浄化槽を設置すること。
- (7) 確実な連帯保証人を有すること。

(R5-13一改)

(連帯保証人)

第5条 前条第7号の規定による連帯保証人は原則として1人とし、次に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) 一定の職業を有し、又は相当の資産を有する者で契約金融機関が指定する地域に居住していること。
- (2) 独立の生計を営む者であること。
- (3) 本市の市税を滞納していないこと。

2 契約金融機関は、必要に応じて連帯保証人等を追加することができる。

(R5-13一改)

(融資対象費用)

第6条 この告示の規定によるあっせんによって融資を受けることのできる費用(以下この条において「融資対象費用」という。)は、浄化槽設置工事費、単独処理浄化槽若しくはくみ取便槽を合併処理浄化槽へ転換する際の処分費又は配管設置工事費とする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体から同項に規定する費用に対し補助金(助成又は財源補充のために交付を受けた金銭であって補助金以外の名称を用いているものを含む。)の交付を受けている場合における融資対象費用の額は、同項の規定により算出した額から当該補助金の額を控除して得た額とする。

(R5-13一改)

(貸付利率等)

第7条 この告示の規定によるあっせんによって融資を受ける資金に対する貸付利率は、年2パーセントとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約金融機関は、市場金利の変動その他の要因によって前項に掲げる貸付利率による融資が困難であると認めるときは、企業管理者に貸付利率変更のための協議を申し入れることができる。

3 企業管理者は、前項の規定による協議の結果、貸付利率を改定することとしたときは、この告示を改正するほか、改定後の貸付利率の適用期間の始期の1か月前までに次に掲げる事項を飯塚市ホームページへの掲載その他の方法で公示しなければならない。

(1) 改定後の貸付利率

(2) 改定後の貸付利率の適用期間の始期

(3) 貸付利率の改定が一時的なものであるときは、その終期又は見直しの時期

(R5-13一改)

(融資額等)

第8条 同一の債務者に対する融資の上限額は、80万円とする。

2 融資は、1万円を単位とする。

(R5-13一改)

(償還方法等)

第9条 償還期間は、融資を受けた月の翌月から80か月以内とする。ただし、契約金融機関から転換資金の融資を受けようとする者(以下「申請人」という。)が予見することのできない災害その他の企業管理者がやむを得ないと認める理由により申請人が償還期間の延長を求め、契約金融機関がこれを承諾する意思を示したときは、最終償還期限を変更することができる。

2 償還方法は、毎月元金均等償還とする。

3 1回当たりの償還額は、1万円以上とする。

4 前2項の規定にかかわらず、融資を受けた者は、期限前において繰上償還をすることができる。

(R5-13一改)

(融資のあっせん)

第10条 申請人は、契約金融機関からこの告示に基づく融資を受けようとするときは、企業管理者によるあっせんを受けなければならない。

2 申請人は、融資あっせんを受けようとするときは、飯塚市浄化槽設置支援融資あっせん申請書(様式第1号)に企業管理者が必要と認める書類を添えて企業管理者に申請しなければならない。

3 企業管理者は、融資あっせんが適当であると認めるときは次条の規定により申請人から提出されたものを契約金融機関に送致し、不適当であると認めるときは申請人に対し理由を付してその旨を通知するものとする。

(R5-13一改)

(融資の申込み)

第11条 申請人は、転換資金の融資を申し込もうとするときは、飯塚市浄化槽設置支援融資借入申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて、飯塚市企業局(以下「局」という。)を經由し、契約金融機関に申し込むものとする。

- (1) 転換工事に関する設計見積書
 - (2) 所得課税証明書(申請人及び連帯保証人のものをいう。以下第7号までにおいて同じ。)
 - (3) 滞納なし証明書
 - (4) 申告書前2期分
 - (5) 住民票
 - (6) 印鑑証明書
 - (7) 個人情報提供に関する同意書(様式第3号)
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、契約金融機関が必要と認める書類
- (R5-13一改)

(融資の決定)

第12条 前条の申込みを受けた契約金融機関は、転換資金の融資の可否を決定したときは、申請人及び企業管理者に対しその旨を通知するものとする。

2 転換資金の融資の決定を行った契約金融機関は、申請人が福岡県浄化槽法施行細則(昭和60年福岡県規則第51号)第4条1項の規定による届出をしたことを確認した上で、申請人と融資契約を締結しなければならない。

(R5-13一改)

(融資実行等の報告)

第12条の2 契約金融機関は、前条第2項の規定による融資契約を締結し、企業管理者がやむを得ないと認める事情により当該融資の償還期限を変更し、又は当該融資に係る債務の全額が償還されたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月末までに、企業管理者に報告しなければならない。

(R5-13一改)

(利子補給)

第13条 企業管理者は、第12条第2項の融資契約により申請人が契約金融機関に支払うべき利子に相当する額を契約金融機関に交付(以下「利子補給」という。)する。

2 利子補給は、企業管理者が契約金融機関との間に締結する契約に基づく当該金融機関の請求により行う。

(R5-13一改)

(契約の解除等)

第14条 企業管理者は、契約金融機関の責に帰すべき事由により当該金融機関がこの告示又は第2条に規定する契約に違反した場合は、当該契約を解除するものとする。この場合において、当該契約に基づいて既に交付した利子補給金があるときは、企業管理者はその全部又は一部の返還を求めることができる。

2 前項の場合において、申請人が当該契約解除につき無過失であるときは、企業管理者は、前項前段の規定による契約の解除後に申請人が契約金融機関に支払った利子の金額の範囲内で、申請人に利子補給金を直接交付するものとする。

3 前項の規定による利子補給金の交付については、申請人からの申出及び請求に基づいて企業管理者が別に定める方法で行う。

(R5-13一改)

(融資あっせん及び利子補給の取消し等)

第15条 企業管理者は、融資あっせんを受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該あっせんを受けた者及びその者と融資契約を締結した契約金融機関から当該あっせんの取消しに係る意見を聴き、及び局の職員をして必要な調査をさせなければならない。

(1) 第4条各号に規定する要件を欠くこととなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により融資を受けたとき。

(3) 融資を受けた者の責めに帰すべき理由によって償還を怠ったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、企業管理者が融資あっせんの取消しを必要と認めるに足りる相当の理由があるとき。

2 企業管理者は、前項の規定による意見聴取又は調査の結果、融資あっせんの取消しが相当であると認めたときは、融資のあっせんを取り消さなければならない。この場合において、企業管理者は、速やかに融資あっせんを受けた者及び契約金融機関に当該取消しについて通知しなければならない。

3 契約金融機関は、前項後段に規定する通知を受けたときは、融資を受けた者に対し融資金の繰上償還を求めることができる。

4 第2項前段の場合において、企業管理者は、当該融資契約に係る利子補給をしないことができる。この場合において、企業管理者は、利子補給をしないことについて同項後段の例により通知しなければならない。

(R5-13一改)

(契約金融機関の協力義務)

第16条 契約金融機関は、この告示の施行に必要な範囲で企業管理者が報告を求め、又は局の職員をして当該融資に関する帳簿その他の書類(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を以て作成されているものがあるときは、これを含む。)を調査させることを必要とした場合は、これに協力しなければならない。

(R5-13一改)

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、契約金融機関と協議の上、企業管理者が定める。

(R5-13一改)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(R5-13一改)

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(R5-13一改)

(この告示の失効に伴う経過措置)

3 この告示の失効前に契約金融機関が融資の決定をしたものに係るこの告示の規定の適用については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

(R5-13一改)

附 則(令和5年3月28日飯塚市企業局告示第13号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前までになされたこの告示による改正前の飯塚市浄化槽設置支援融資制度及び利子補給に関する要綱に基づく融資あっせんの申請その他の手続については、この告示による改正後の飯塚市浄化槽設置支援融資制度及び利子補給に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この告示の施行の際現に存する様式については、この告示の施行の日以後においても、令和7年3月31日までの間に限り、所要の修正を加えて使用することができる。

様式第1号(第10条関係)

(R5- 追加)

飯塚市浄化槽設置支援融資あっせん申請書

飯塚市浄化槽設置支援融資制度及び利子補給に関する要綱(令和4年飯塚市企業局告示第11号)に基づく融資のあっせんを受けたいので、同告示第10条第2項の規定により下記のとおり申請します。

年 月 日

(宛先)飯塚市企業管理者

住所 _____

申請人 氏名 _____

電話 _____

融資決定金額	※ 円	設置場所	飯塚市	
融資希望金額	金 円	工事請負業者 (指定業者)	()	
償還期間	か月(80か月以内)	工事費の見積額 (浄化槽設置・ 転換に係る額)	(円)	
利率	※ 年2.0%	浄化槽設置 家屋の所有関係	自己所有 他者所有	自己居住 他者居住
償還方法	借入の翌月から 元金均等月賦償還	浄化槽設置工事 着工予定日	年 月 日	
償還期限	※ 年 月 日	職業又は勤務先	TEL _____	
毎月の償還 希望金額	円(1万円以上)	勤続年数	年	
融資取扱機関	_____ 支店	平均月収		
預金口座番号	1.普通 口座番号 2.当座 ()	資産の状況		

連帯保証人記入欄

住所	TEL _____
氏名	申請者との続柄()
職業又は勤務先	電話 _____
平均月収	
資産の状況	

※の欄は、申請人は記入しないで下さい

添付書類のチェックリスト

申請書を提出する前に、以下の書類が揃っていることを必ずご確認ください。

・申請人

<input type="checkbox"/>	飯塚市浄化槽設置支援融資申込書(様式第2号。契約金融機関宛のもの)
<input type="checkbox"/>	転換工事の設計書、見積書(※1)
<input type="checkbox"/>	所得課税証明書(※2)
<input type="checkbox"/>	飯塚市税の滞納なし証明書
<input type="checkbox"/>	確定申告書前2期分(※3)
<input type="checkbox"/>	住民票
<input type="checkbox"/>	印鑑証明書
<input type="checkbox"/>	個人情報提供に関する同意書(様式第3号)
<input type="checkbox"/>	承諾書(※4)

※1 企業局が請負業者を指定することはありませんが、申請に当たっては、浄化槽設備士の所属している業者が作成した設計書、見積書を添付してください。

※2 融資を受けようとする年度の所得課税状況を証する書類を添付してください。

※3 自営業者など、個人で確定申告をされている方が対象です。

※4 表面の「浄化槽設置家屋の所有関係」で「他者所有」を○で囲んだ方は、必ず承諾書を添付してください。

・連帯保証人

<input type="checkbox"/>	所得課税証明書(※1)
<input type="checkbox"/>	飯塚市税の滞納なし証明書
<input type="checkbox"/>	確定申告書前2期分(※2)
<input type="checkbox"/>	住民票
<input type="checkbox"/>	印鑑証明書
<input type="checkbox"/>	個人情報提供に関する同意書(様式第3号)

※1 申請人が融資を受けようとする年度の所得課税状況がわかるものを提出してください。

※2 自営業者など、個人で確定申告をされている方が対象です。

様式第2号(第11条関係)

(R5- 追加)

飯塚市浄化槽設置支援融資申込書

年 月 日

(金融機関) 御中

住所 _____

申請人 氏名 _____ 印

電話 _____

融資決定金額	※ 円	設置場所	飯塚市
融資希望金額	金 円	工事請負業者 (指定業者)	()
償還期間	か月(80か月以内)	工事費の見積額 (浄化槽設置・ 転換に係る額)	(円 円)
利率	※ 年2.0%	浄化槽設置 家屋の所有関係	自己所有 自己居住 他者所有 他者居住
償還方法	借入の翌月から 元金均等月賦償還	浄化槽設置工事 着工予定日	年 月 日
償還期限	※ 年 月 日	職業又は勤務先	Tel _____
毎月の償還 希望金額	円(1万円以上)	勤続年数	年
融資取扱機関	_____ 支店	平均月収	
預金口座番号	1.普通 口座番号 2.当座 ()	資産の状況	

連帯保証人記入欄

住所	Tel _____
氏名	印 申請者との続柄()
職業又は勤務先	電話 _____
平均月収	
資産の状況	

※の欄は、申請人は記入しないで下さい

上記の申請人につき、その申請内容を審査した結果、融資をあっせんすることが適当であるものと思料されますので、貴金融機関との契約に定める事項及び飯塚市浄化槽設置支援融資制度及び利子補給に関する要綱(令和4年飯塚市企業局告示第11号)第4条及び第5条第1項に規定する内容を審査の上、同告示第10条第3項の規定により融資をあっせんします。

年 月 日

飯塚市企業管理者

印

様式第3号(第11条関係)

(R5- 追加)

(申請人用)

個人情報の提供に関する同意書

年 月 日

(宛先)飯塚市企業管理者

(金融機関) 御中

住 所

氏 名 印

私は、飯塚市浄化槽設置支援融資制度及び利子補給に関する要綱(令和4年飯塚市企業局告示第11号)に規定する融資制度(以下「支援融資制度」といいます。)を利用するに当たり、同制度の利用状況を確認すること等のために必要な範囲内において、貴局及び貴金融機関が保有する私の個人情報を相互に提供し、及び利用することについて同意します。

また、融資あっせん決定の取消し、融資契約の解除又は事情による申請の取下げがなされた後においても、引き続き本書において同意した範囲内で私の個人情報を相互に提供し、及び利用することにつき、併せて同意します。

本書により私が提供に同意する個人情報は、次のとおりです。

- (1) 氏名、住所、連絡先に関する情報
- (2) 支援融資制度の利用に当たって私が提出する書類に記載された情報
- (3) 融資残高、償還状況その他支援融資制度の利用状況に関する情報

以上

(連帯保証人用)

個人情報の提供に関する同意書

年 月 日

(宛先)飯塚市企業管理者

(金融機関) 御中

住 所

氏 名 印

私は、飯塚市浄化槽設置支援融資制度及び利子補給に関する要綱(令和4年飯塚市企業局告示第11号)に規定する融資制度(以下「支援融資制度」といいます。)を利用する者の連帯保証人となるに当たり、同制度の利用状況を確認すること等のために必要な範囲内において、貴局及び貴金融機関が保有する私の個人情報を相互に提供し、及び利用することについて同意します。

また、融資あっせん決定の取消し、融資契約の解除又は事情による申請の取下げがなされた後においても、引き続き本書において同意した範囲内で私の個人情報を相互に提供し、及び利用することにつき、併せて同意します。

本書により私が提供に同意する個人情報は、次のとおりです。

- (1) 氏名、住所、連絡先に関する情報
- (2) 支援融資制度の利用に当たって私が提出する書類に記載された情報
- (3) 融資残高、償還状況その他支援融資制度の利用状況に関する情報

以上